

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年12月13日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第36号

## 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の25」を「100分の10」に改め、同条第3項中「100分の25」を「100分の10」に、「100分の10」を「100分の5」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項本文中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の112.5」を「100分の105」に、「100分の117.5」を「100分の110」に改め、同項ただし書中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の92.5」を「100分の85」に、「100分の97.5」を「100分の90」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の5」と、「100分の112.5」を「100分の10」と、「100分の105」に、「100分の62.5」を「100分の60」に、「100分の117.5」を「100分の110」に、「100分の67.5」を「100分の65」に、「100分の92.5」を「100分の85」に、「100分の52.5」を「100分の50」に、「100分の97.5」を「100分の90」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

### 付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。